

**「広島市テナントオーナー支援事業」事務局運営業務
委託業者選定公募型プロポーザル説明書**

1 業務の内容等

(1) 業務名

「広島市テナントオーナー支援事業」事務局運営業務

(2) 業務の目的

本市では、共助の精神に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているテナント事業者や空き店舗の新規入居者の家賃及び地代の減額に協力するテナントオーナーに対する補助制度を創設し、テナント事業者の負担軽減を図り、事業継続や廃業者等の事業再開の支援につなげることをしている。

本業務は、多くの申請が予定される補助金を可能な限り短期間で交付するという難易度の高い業務であり、確実に履行するため、申請書受理・審査に係る事務局の運営、コールセンターの設置などを迅速かつ円滑に行うとともに、業務間連携のリスクを減少させるため、関連する業務を一括で実施するものである。

※本市では、市内テナントオーナー（不動産関連団体の推計によると約 5,000 オーナー）の半数の申請を目指している。

(3) 委託期間

契約締結日から令和2年12月31日（木）まで

(4) 業務内容

別紙 基本仕様書のとおり。

(5) 事業費

本業務に係る費用は、次のとおりとする。

55,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 契約担当課

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎5階）

TEL 082-504-2236（直通）

FAX 082-504-2259

E-mail syogyo@city.hiroshima.lg.jp

2 参加資格

参加資格を有する者は、単独企業又は共同事業体とし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 単独企業に関する参加資格

ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないこと。

イ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ウ 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。

エ 広島市内に本店、支店又は営業所を有すること。

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

カ 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

(2) 共同事業体に関する参加資格

構成員全てが上記ア～カに掲げる全ての要件を満たしていること。

3 プロポーザル説明書等の交付方法

(1) 交付期間

公示日から令和2年7月28日(火)まで(ただし、閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。)を除く。)

時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

前記1(6)の契約担当課

※ プロポーザル説明書等は、広島市ホームページからダウンロードすることができる。

(ホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和2年度」)

4 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

基本仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和2年7月27日(月)まで(ただし、閉庁日を除く。)

時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出方法 基本仕様書等に関する質問書(様式第1号)に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

ウ 提出先 前記1(6)の契約担当課

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答する。また、前記1(6)の契約担当課において、令和2年7月28日(火)までの閉庁日を除く毎日(午前8時30分から午後5時15分まで)、閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

5 参加資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出し、参加資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式第2-1号)

(共同事業体として応募する場合は(様式第2-2号)を用いること。)

イ 前記2(1)に該当していることが確認できる書類

(ア) 法人の定款及び法人の登記事項証明書

(イ) 広島市税の納税証明書(提出日から起算して3か月以内のもの)

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれかで、提出日から起算して3か月以内のもの)

(2) 提出期間

公示日から令和2年7月27日(月)まで(ただし、閉庁日を除く。)

時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

(4) 提出先

前記1(6)の契約担当課

(5) 参加資格の確認及び審査結果の通知

プロポーザル参加資格の有無については、上記(1)により提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に書面にて通知する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和2年7月29日(水)まで(ただし、閉庁日を除く。)

時間は午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、7月29日(水)は午後3時まで。)

(2) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

(3) 提出先

前記1(6)の契約担当課

(4) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書(様式第3-1号) (共同事業体として応募する場合は(様式3-2号)を用いること。)	1部
イ 企画提案書(様式第4号)	9部(正本1部+副本8部)

(5) 留意事項

ア 提案は、1者(1事業体)につき1件とする。

イ 応募者の住所、法人名、代表者名は正本にのみに記載し、副本には記載しないこと。応募者の法人パンフレット等を提出する場合は、法人名やロゴなど応募者が特定できないようにすること。法人名等が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

ウ 企画提案書の再提出は、提出期間内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第5号)を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認め

られるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(6) 提案の無効

ア 本応募説明書に示したプロポーザル参加資格のない者が提出した企画提案

イ プロポーザル参加者が、令和2年7月29日(水)午後3時以後、受託候補者の特定までの間に前記2(1)ウの広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又は、その他プロポーザル参加資格を満たさなくなった場合

ウ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

オ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合

カ 本プロポーザルに関する条件に反した場合

キ 企画提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案

ク 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案

7 審査方法

(1) 審査

提出された企画提案書について、応募者によるプレゼンテーション(15分程度、質疑応答を含む。)を行うことを予定している。

実施日時等の詳細は、応募者に別途通知する。

プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された書類のみとする。

(2) 審査委員の構成

審査委員会は、次の職にある者をもって構成する。

委員長 広島市経済観光局産業振興部長

委員 経済観光局経済企画課長

経済観光局産業振興部商業振興課長

経済観光局産業振興部ものづくり支援課長

経済観光局産業振興部産業立地推進課長

(3) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、広島市の求める最低限の基準(60点)に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル応募者全員に対して審査終了後、書面にて通知する。

なお、契約候補者となった者には、見積書の提出について案内する。

(6) 審査結果の公表

契約の締結後、応募者名、各応募者の審査結果（順位、点数を含む。）を広島市ホームページにおいて公表する。

(7) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。

ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

8 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。

ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。

9 契約の締結

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、同様の手続により随意契約を行う。

(5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

10 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) 別紙基本仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、すべての契約書に内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

11 スケジュール

令和2年7月20日（月） 応募受付開始

- 令和2年7月27日(月) 公募型プロポーザル参加資格確認及び質問書提出締切
 令和2年7月29日(水) 応募締切(企画提案書提出締切)
 令和2年7月30日(木) 審査委員会(受託候補者の特定)

12 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示	広島市ホームページ
02 公募型プロポーザル説明書	http://www.city.hiroshima.lg.jp
03 (説明書 別紙)受託候補者特定基準	のトップページの「事業者向け情報」→
04 (様式第1号)質問書	「入札・契約情報」→
05 (様式第2-1号)公募型プロポーザル参加資格確認申請書	「入札発注情報 トップページ」→
06 (様式第2-2号)公募型プロポーザル参加資格確認申請書(共同事業体用)	「プロポーザル・コンペの案件情報」→
07 (様式第3-1号)企画提案応募申込書	「令和2年度」へ画面を展開し、
08 (様式第3-2号)企画提案応募申込書(共同事業体用)	入札案件の添付資料から
09 (様式第3-2号 別紙)共同事業体構成団体名簿兼委任状	ダウンロードすること。
10 (様式第4号)企画提案書	
11 (様式第5号)取下願	
12 基本仕様書、事務局運営業務内容、業務フロー図、応募資格	
13 委託契約書(案)、委託契約約款(案)、個人情報取扱特記事項	

13 応募先及び問合せ先

前記1(6)の契約担当課